

消防予第379号
平成21年9月11日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の一部改正について

消防法令に違反している防火対象物の是正推進については、日頃から消防機関等において御尽力いただいているところですが、この度、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について」（平成14年8月30日付消防安第39号）について、平成21年6月1日に施行された「消防法の一部を改正する法律」（平成19年法律第93号）及び平成20年10月1日に発生した大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、その一部を改正するとともに、併せて、各消防本部における執務の参考として消防庁において作成するものであるという旨を明確にするため、題名を「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」に改正することとしましたので、通知します。

つきましては、下記に留意の上、引き続き防火対象物に対する立入検査及び違反是正に取り組まれますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 立入検査・違反処理の戦略的な実施

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（2）項ニに掲げる個室型店舗等を重点的な立入検査及び違反処理の対象として位置付けたことから、立入検査及び違反処理の実実施計画の策定に当たって留意すること。

2 関係行政機関等との連携について

(1) 連携体制の構築について

消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反について、立入検査及び違反処理の実実施体制を整備する際には、関係行政機関との連携体制の構築に努めること。

(2) 消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反の通知

消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反を覚知した場合は、所管行政庁に対して、当該内容を文書で通知し、所管行政庁との連携に努めること。

「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の改正概要
(平成21年9月改正)

I 立入検査標準マニュアル

【改正概要】

- 1 執務の参考である旨を明確にするため、題名を「立入検査標準マニュアル」に改正した。
- 2 個室型店舗等（令別表第一（2）項ニ）について、小規模雑居ビルと同様に、立入検査の重点対象として位置付け、立入検査時の留意事項を追加した。
- 3 建築基準法令違反の効果的・効率的な発見を図るため、建築基準法令に関する着眼点について具体的記述を追加した。
- 4 消防法令以外の法令の違反を発見した場合における、関係部局との連携協力を推進するため、具体的記述を追加した。
- 5 防災管理体制の整備（法第36条関係）が新たに義務付けられたことに伴い、指導に係る留意事項を追加した。

【改正箇所】

題名 「立入検査標準マニュアル」に改正

第1 立入検査要領

1 事前の準備

- ・ 「重点的、効率・効果的な立入検査」の解説等を一部改正
- ・ 「(1) 防火対象物の状況の把握」の実施事項及び解説等を一部改正
- ・ 「(3) 検査項目及び要領等の検討」の解説等を一部改正

4 検査の実施

- ・ 「(6) 検査により知り得た防火対象物の情報の取扱い」の解説等を一部改正
- ・ 「(7) 消防法令以外の法令を発見した場合の対応」の実施事項を一部改正
- ・ 「(9) その他」の解説等に、「火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備を発見した場合の確認（例：第36条関係）」を追加

6 検査結果の通知

- ・ 「(1) 検査結果の通知」の実施事項及び解説等を一部改正

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

6 別表1（小規模雑居ビル立入検査時の着眼点）

- ・ 「着眼点⑥ 避難施設等の維持管理状況」を一部改正

第4 個室型店舗等立入検査時の留意事項を追加

第5 火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備に係る確認等の留意事項を追加

II 違反処理標準マニュアル

【改正概要】

- 1 執務の参考である旨を明確にするため、題名を「違反処理標準マニュアル」に改正した。
- 2 個室型店舗等に対する迅速的確な違反是正を図るため、違反処理基準において相応しい対応となるよう具体的記述を追加した。
- 3 消防法令以外の法令の違反を発見した場合における、関係部局との連携協力を推進するため、具体的記述を追加した。
- 4 建築基準法令違反のある防火対象物に対する法第5条・法第5条の2命令の適用要件等について、具体的記述を追加した。
- 5 自衛消防組織の設置(法第8条の2の5関係)が新たに義務付けられたことに伴い、違反処理基準等を追加した。
- 6 防災管理体制の整備(法第36条関係)が新たに義務付けられたことに伴い、違反処理基準等を追加した。
- 7 その他、罰則項ずれ等に伴い、関係事項を一部改正

【変更箇所】

題名 「違反処理標準マニュアル」に改正

第1 違反処理要領

3 現場における消防吏員の措置

- ・「(1) 略式の代執行」の解説等を一部改正

4 違反調査の概要

- ・「(1) 調査内容」の解説等を一部改正
- ・「(2) 違反調査の方法」の解説等を一部改正

6 命令の事前手続(聴聞・弁明の機会の付与)の処理事項を一部改正

7 命令書の交付

- ・「(3) 命令要件の確認」の解説等を一部改正、追加
- ・「(5) 命令を行ったときの標識等による公示」の処理事項及び解説等を一部改正

8 告発

- ・「(1) 告発の検討」の解説等を一部改正し、「防災管理点検報告の未報告に対するフロー図」を追加
- ・「(2) 告発のための違反調査」の処理事項を一部改正

10 過料事件の通知の解説等を一部改正

第2 違反処理基準

① 屋外における火災予防に危険な行為等(その1)

- ・ 事例／履行期限等 を一部改正

② 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その1)

- ・ 事例／履行期限等 を一部改正

- ③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その２）
 - ・ 事例／履行期限等を一部改正
 - ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その３）
 - ・ 事例／履行期限等を一部改正
 - ⑦ 防火対象物点検に関する違反（法第８条の２の２及び法第８条の２の３）
 - ・ 適用要件、一次措置及び事例／履行期限を一部改正し、防火対象物点検の特例認定の虚偽表示違反に係る違反処理基準を追加
 - ⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第８条の２の５）
 - ・ 違反処理基準を追加
 - ⑩ 防災管理に関する違反（法第３６条第１項において準用する法第８条第１項）
 - ・ 違反処理基準を追加
 - ⑪ 共同防災管理協議事項に関する違反（法第３６条第１項において準用する法第８条の２）
 - ・ 違反処理基準を追加
 - ⑫ 防災管理点検に関する違反（法第３６条第１項において準用する法第８条の２の２及び法第８条の２の３）
 - ・ 違反処理基準を追加
 - ⑬ 防火対象物点検及び防災管理点検に関する違反（法第３６条第５項において準用する法第８条の２の２）
 - ・ 違反処理基準を追加
- 備考 違反処理基準の運用
- ・ 「(3) 消防用設備等の維持管理」の一部を改正
- 第３ 違反処理規程の作成例
- ・ 「８ 認定の取消し」を一部改正
- 第４ 違反処理関係書式の記入要領等
- ・ 「７ 各種書式作成例」を一部改正

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第1 立入検査要領</p> <p>1 事前の準備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>解 説 等</p> </div> <p>重点的、効率・効果的な立入検査 （立入検査実施計画の策定）</p> <p>立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。</p>	<p>第1 立入検査要領</p> <p>1 事前の準備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>解 説 等</p> </div> <p>重点的、効率・効果的な立入検査 （立入検査実施計画の策定）</p> <p>立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条（市町村長の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。</p>

新	旧
<p>(防災管理点検に係る) 管理権原者変更届出書</p> <p>炉等の設置届出書</p> <p>発電（変電・蓄電池）設備設置届出書</p> <p>ネオン管灯設備設置届出書</p> <p>少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書</p> <p>少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書</p> <p>消防計画に基づき実施する消防訓練の通報に関する書類・記録等（特定防火対象物及び防災管理対象物のみ）</p> <p>その他（特例に関する書類・催物開催届出等）</p>	<p>炉等の設置届出書</p> <p>発電（変電・蓄電池）設備設置届出書</p> <p>ネオン管灯設備設置届出書</p> <p>少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書</p> <p>少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書</p> <p>消防計画に基づき実施する消防訓練の通報に関する書類・記録等（特定防火対象物のみ）</p> <p>その他（特例に関する書類・催物開催届出等）</p>
<p style="text-align: center;">解 説 等</p>	<p style="text-align: center;">解 説 等</p>
<p>2 複合用途防火対象物の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第1条の2第2項後段に該当する場合（「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号通知）） <ul style="list-style-type: none"> 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の①若しくは②の各条件全てに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①主・従の関係にある用途部分がある場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。 (2) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部 	<p>2 複合用途防火対象物の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第1条の2第2項後段に該当する場合（「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号通知）） <ul style="list-style-type: none"> 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の①若しくは②の各条件全てに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①主・従の関係にある用途部分がある場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。 (2) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部

新

分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

②独立した用途部分が混在する場合

(1) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<延べ面積×0.1

(2) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<300㎡

※「主たる用途部分」「従属的な用途部分」の具体例は、上記通知の別表を参照すること。

※一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物についても基準がある。

※令別表第1(2)項ニ及び(6)項ロに掲げる用途に供される部分にあっては、上記②には該当しない。(「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成20年8月28日付け消防予第200号)及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成21年3月31日付け消防予第131号))

建築物の増改築等及び用途変更の経過

法第17条の2の5第2項第2号及び第17条の3第2項2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時(令第34条の2第2項参照)又は用途変更以降に行われたものを積算

旧

分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利時間とほぼ同一であること。

②独立した用途部分が混在する場合

(1) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<延べ面積×0.1

(2) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<300㎡

※「主たる用途部分」「従属的な用途部分」の具体例は、上記通知の別表を参照すること。

※一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物についても基準がある。

(新規)

建築物の増改築等及び用途変更の経過

法第17条の2の5第2項第2号及び第17条の3第2項2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時(令第34条の2第2項参照)又は用途変更以降に行われたものを積算

新

して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。

- ・技術基準に関する規定（以下「規定」という。）の改正により、改正後の規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は改正後の規定に適合させる必要がある。

(次の消防用設備等が設置されている場合)

消火器、避難器具、簡易消火用具、自動火災報知設備（令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項から(17)項までに限る。）、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、誘導灯及び誘導標識

(次の状況に該当する防火対象物の消防用設備等)

- ①改正後の規定に適合しておらず、かつ、従前のものにも適合していない場合
- ②規定の施行又は適用の後に、床面積の合計1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③改正後の規定に適合した場合
- ④規定の施行及び適用の際、特定防火対象物である場合
- ・用途が変更されたことにより、規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は変更後の防火対象物の用途に係る規定に適合させる必要がある。
 - ①用途変更後の規定に適合しておらず、かつ、用途変更前のものにも適合していない場合

旧

して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。

- ・技術基準に関する規定（以下「規定」という。）の改正により、改正後の規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は改正後の規定に適合させる必要がある。

(次の消防用設備等が設置されている場合)

消火器、避難器具、簡易消火用具、自動火災報知設備（令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(17)項に限る。）、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、誘導灯及び誘導標識

(次の状況に該当する防火対象物の消防用設備等)

- ①改正後の規定に適合しておらず、かつ、従前のものにも適合していない場合
- ②規定の施行又は適用の後に、床面積1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③改正後の規定に適合した場合
- ④規定の施行及び適用の際、特定防火対象物である場合
- ・用途が変更されたことにより、規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は変更後の防火対象物の用途に係る規定に適合させる必要がある。
 - ①用途変更後の規定に適合しておらず、かつ、用途変更前のものにも適合していない場合

新

- ②用途変更後に、床面積の合計1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③用途変更後の規定に適合した場合
- ④特定防火対象物に用途変更した場合

旧

- ②用途変更後に、床面積1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③用途変更後の規定に適合した場合
- ④特定防火対象物に用途変更した場合

(3) 検査項目及び要領等の検討

解 説 等

検査項目

消防法令又は建築基準法令等防火に関する法令の規定に基づいた項目やそれ以外の火災予防上必要な項目とし、防火対象物の状況に応じて検査すべき項目を検討する。

消防法令の規定であっても、火災予防には直接関係しない規定(例：消防法第36条関係規定等)については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができない。

このような規定に関して、法第4条に基づく立入検査の際に併せて、不備等の確認を行おうとする場合は、相手方の任意の協力に基づき行うこと。

(3) 検査項目及び要領等の検討

解 説 等

検査項目

消防法令又は建築基準法令等防火に関する法令の規定に基づいた項目やそれ以外の火災予防上必要な項目とし、防火対象物の状況に応じて検査すべき項目を検討する。

(新規)

新

4 検査の実施

(6) 検査により知り得た防火対象物の情報の取扱い

解説等

みだりに

- ・「正当な理由なくして」という意味で、次の場合には「正当な理由がある」と考えられる。
 - ①職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合
 - ②通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会※1を受け、それに回答する場合
 - ③捜査機関に対し告発する場合
 - ④情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合

※1 照会

弁護士会、捜査機関などから立入検査結果の通知書について、法律の規定（弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等）に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるが、通知書の内容がプライバシーの侵害や職務遂行上の支障が生ずる可能性のある場合はこの限りでない。

したがって、これらの照会を受けたときは、その内容をよく確認し、事実調査を行うなどして回答の可否について判断し、回答する場合は、客観的事実のみを報告する。

・法令の規定に基づく照会等以外の場合でも、火災予防の目的の達成のために合理的な理由があるときに、消防法等の守秘義務によって確保しようとする法益との比較考量を行って、関係行

旧

4 検査の実施

(6) 検査により知り得た防火対象物の情報の取扱い

解説等

みだりに

- ・「正当な理由なくして」という意味で、次の場合には「正当な理由がある」と考えられる。
 - ①職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合
 - ②通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会※1を受け、それに回答する場合
 - ③捜査機関に対し告発する場合
 - ④情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合

※1 照会

弁護士会、捜査機関などから立入検査結果の通知書について、法律の規定（弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等）に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるが、通知書の内容がプライバシーの侵害や職務遂行上の支障が生ずる可能性のある場合はこの限りでない。

したがって、これらの照会を受けたときは、その内容をよく確認し、事実調査を行うなどして回答の可否について判断し、回答する場合は、客観的事実のみを報告する。

(新規)

新

政機関等の適切な相手方に対して必要な範囲で情報提供を行うことが可能であり、具体的には次の場合が考えられる。

①消防法令の適用に当たって他法令の適用関係を確認するために当該法令の所管行政庁に照会等を行う際に、当該確認に必要な範囲の情報を提供する場合

②検査等において消防法令以外の法令違反又はその疑いを発見し当該法令の所管行政庁に通報等を行う際に、当該通報等に必要な範囲の情報を提供する場合

なお、検査等により知り得た防火対象物の情報に個人情報が含まれている場合の当該情報の取り扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護に係る条例等の定めに従う必要がある。

旧

(7) 消防法令以外の法令違反を発見した場合の対応

実施事項

(7) 消防法令以外の法令の防火に関する規定に違反している恐れがある場合の対応

- 消防法令以外の法令（例：建築基準法）の防火に関する規定に違反しているおそれがあり、火災予防上重大な危険が認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是正促進を要請する。

(例)

- 無確認増築等により、合板等を用いて室や通路等を増築し

(7) 消防法令以外の法令違反を発見した場合の対応

実施事項

(7) 消防法令以外の法令違反を発見した場合の対応

- 消防法令以外の法令の防火に関する規定に違反し、火災予防上重大な危険が認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是正促進を要請する。

(新規)

新

ている状況を見つけた場合

- ・内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部を塞いでいる状況を見つけた場合
- ・個室型店舗等において、テナント等が入替わったことにより用途が変更され、間仕切や内装等が大幅に変更されている状況を見つけた場合

旧

(9) その他

解説等

重大な消防法令違反等を見つけた場合の情報共有

- ・防火対象物の位置、構造、設備又は管理について、スプリンクラー設備等の主要な消防用設備等が過半にわたって不適・機能不良となっているもの、その他消火、避難その他の消防の活動に支障になる状況が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般において留意すること。
- ・無届けの大幅な用途変更・増改築を見つけた場合も同様の対応を行うこと。

火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備を見つけた場合の確認 (例：法第36条関係規定等)

(9) その他

解説等

重大な消防法令違反等を見つけた場合の情報共有

- ・防火対象物の位置、構造、設備又は管理について、スプリンクラー設備等の主要な消防用設備等が過半にわたって不適・機能不良となっているもの、その他消火、避難その他の消防の活動に支障になる状況が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般において留意すること。
- ・無届けの大幅な用途変更・増改築を見つけた場合も同様の対応を行うこと。

(新規)

新

- ・ 検査等の結果、火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備又はその疑いを発見した場合は、「第5 火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備に係る確認について」により処理する。

6 検査結果の通知

(1) 検査結果の通知

実施事項

6 検査結果の通知

(1) 検査結果の通知

- ・ 検査の結果、判明した消防法令違反及びその他の事項について、通知する。
- ・ 検査結果の通知は、原則として、文書（通知書）で行う。
- ・ 指摘事項に消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反が含まれている場合は、所管行政庁にも当該内容を文書で通知する。

旧

6 検査結果の通知

(1) 検査結果の通知

実施事項

6 検査結果の通知

(1) 検査結果の通知

- ・ 検査の結果、判明した消防法令違反及びその他の事項について、通知する。
 - ・ 検査結果の通知は、原則として、文書（通知書）で行う。
- (新規)

新
解 説 等

文書（通知書）

法人の登記事項証明書の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。

建物の登記事項証明書の請求

- ①登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
- ②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。

旧
解 説 等

文書（通知書）

法人の登記事項証明書の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

建物の登記事項証明書の請求

- ①登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
- ②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

新

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

6 別表1 (小規模雑居ビル立入検査時の着眼点)

着眼点⑥ 避難施設等の維持管理状況

- ・ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれていないか確認する。
- ※ 内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部を塞いでいることがある。例えば、外部から営業形態がわからないように目隠しをしたり、外光の遮断や音漏れ防止のために開口部を塞いだり、内側に化粧板や鏡をはめ込んだ扉を設置するなどし、消防隊が外部から容易に屋内へ進入できない状況や、排煙設備・非常用の照明装置が必要となる状況が発生していることがある。

旧

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

6 別表1 (小規模雑居ビル立入検査時の着眼点)

着眼点⑥ 避難施設等の維持管理状況

- ・ 非常用進入口や排煙窓である開口部が閉鎖されていないか確認する。
- ※ 内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙窓である開口部を塞いでいることがある。例えば、外部から営業形態がわからないように目隠しをしたり、外光の遮断や音漏れ防止のために開口部を塞いだり、内側に化粧板や鏡をはめ込んだ扉を設置するなどし、消防隊が外部から容易に屋内へ進入できない状況が発生していることがある。

新

旧

第4 個室型店舗等立入検査時の留意事項

個室型店舗等の立入検査の実施については、基本的に「第1立入検査要領」によるが、個室型店舗等の火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 個室型店舗等とは

ここでいう個室型店舗等とは、施行令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されているものとする。

2 個室型店舗等における特徴

個室型店舗等で見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 店舗等の内部が個室や間仕切り等により細分化されていることから、個々の利用客が火災の発生に気付きにくく、従業員による避難誘導も困難となりやすい。
- (2) 個室等が比較的狭い空間に密集した施設形態となっている場合が多いため、局所的に煙・熱が滞留しやすく、避難経路が絶たれやすい。
- (3) 深夜・早朝に利用客を滞在させる場合、実態として宿泊施設と同様に利用客が寝ている場合が多いことから、潜在的に逃げ遅れによる人命危険が大きい。
- (4) 店舗スペースを可能な限り有効に活用する傾向が強いことから、階段・通路・避難口等避難施設の避難障害、狭あい・蛇行した避難通路の設定、非常用進入口や排煙設備となる窓等の開口部が塞がれている等の傾向が強い。
- (5) 他の事業形態の店舗等と比べ、店舗スペースや利用客の数に応じた従業員の数が少ない傾向にあり、自衛消防活動が困難となる。

(新規)

新

(6) 物件存置等の避難障害の違反は、指摘によりいったん改善された場合でも、繰り返し違反行為が行われることがある。

(7) 多数の個室や間仕切り等により従業員の目が届きにくい箇所が多く、放火（放火の疑い及び不審火を含む。）による火災の事例が多い。

3 重点的に立入検査を実施すべき状況

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の3に同じ。

4 個室型店舗等立入検査時の留意点

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、個室型店舗等においては、従業員数が少ないため、自衛消防組織の確立、特に消防訓練の実施を重点的に指導すること。

旧

新

旧

第5 火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備に係る確認等について

(新規)

1. 基本的な考え方

消防法令の規定であっても、火災予防には直接関係しない規定(例：法第36条関係規定等)については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、法第4条によらない方法により、当該規定の不備等の確認を行う。

2. 不備等の確認方法

- (1) 防災管理点検報告の有無及び内容
- (2) 法令に基づく届出等の確認
- (3) 立入検査における付随的な覚知(例：防火管理者未選任の覚知＝防災管理者未選任の可能性)
- (4) 任意の協力に基づく検査

3. 是正指導

不備事項の指導については、法第4条に基づく立入検査の結果とは区別し、法第36条に基づく指導事項である旨を明記して、確認した違反内容の通知及び改修(計画)報告の指導を行う。報告期限は概ね1週間～1ヶ月とする。指導内容及び改修(計画)報告書は防火対象物台帳等と一体として管理する。

報告期限を過ぎても報告書が未提出の場合、改修(計画)報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合、改修(計画)報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第1 違反処理要領</p> <p>3 現場における消防吏員の措置</p> <p>(1) 略式の代執行</p>	<p>第1 違反処理要領</p> <p>3 現場における消防吏員の措置</p> <p>(1) 略式の代執行</p>
解説等	解説等
<p>公示（令第50条、災害対策基本法第64条第3項）</p> <p>【公示の方法】（災害対策基本法施行令第26条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部（消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所）又は消防署に掲示する。 ・上記の公示期間が満了しても、なおその物件の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の要旨を市町村の公報又は新聞に掲載すること。 <p>売却（令第50条、災害対策基本法第64条第4項、災害対策基本法施行令第27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札により売却すること。ただし、次の場合には随意契約によることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件 ② 競争入札に付しても入札者がいない物件 ③ ①②の他、競争入札に付することが適当でないと認められる物件 <p>費用徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管費用について（令第50条、災害対策基本法第64条第5項行政代執行法第5条、第6条） <p>物件を保管した場合の手続きについては、災害対策基本法の</p>	<p>公示（令第45条、災害対策基本法第64条第3項）</p> <p>【公示の方法】（災害対策基本法施行令第26条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部（消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所）又は消防署に掲示する。 ・上記の公示期間が満了しても、なおその物件の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の要旨を市町村の公報又は新聞に掲載すること。 <p>売却（令第45条、災害対策基本法第64条第4項、災害対策基本法施行令第27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札により売却すること。ただし、次の場合には随意契約によることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件 ② 競争入札に付しても入札者がいない物件 ③ ①②の他、競争入札に付することが適当でないと認められる物件 <p>費用徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管費用について（令第45条、災害対策基本法第64条第5項行政代執行法第5条、第6条） <p>物件を保管した場合の手続きについては、災害対策基本法の</p>

新

規定を準用しており、保管そのもののほか返還のための公示、売却等に要した費用は当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の負担とするものである。

なお、通常尽くすべき手段を尽くしても、当該物件について権原を有する者の氏名及び住所が判明しないため、公示の日から起算して6月を経過しても返還することができないときは、当該物件又は物件を売却して得た代金の所有権は、当該消防長等の属する市町村に帰属する。

旧

規定を準用しており、保管そのもののほか返還のための公示、売却等に要した費用は当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の負担とするものである。

なお、通常尽くすべき手段を尽くしても、当該物件について権原を有する者の氏名及び住所が判明しないため、公示の日から起算して6月を経過しても返還することができないときは、当該物件又は物件を売却して得た代金の所有権は、当該消防長等の属する市町村に帰属する。

新

4 違反調査の実施

(1) 調査内容

解説等

調査内容

② 関係機関との協力

エ 警察との協力について

警察との協力については、法第35条の10の「特別の定め」には、消防組織法第42条第1項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。

カ 関係行政機関との協力事例

- ・隣接した既存棟を取得し、棟の接続及び改装を行い、自動火災報知設備未警戒とともに建築法令違反となっていたため、建築部局に当該違反事項を通知するとともに、使用開始届・設備設置届等の図面等について情報の提供を行い、当該施設への合同立入検査を実施
- ・建築構造の問題など建築法令に関する疑義若しくは違反の疑いがある場合などで、文書による照会や合同立入検査を実施
- ・無届でボイラーや少量危険物タンクを設置していた食品加工工場に対して衛生部局と合同立入検査を実施
- ・消防機関の立入検査により確認した違反对象物（消防法令及び建築法令違反）の情報について、建築部局に通知するとともに合同立入検査を実施
- ・火災の発生を端緒に、未把握であった二棟の建物が接続されていることが判明したため、建築部局と合同立入検査を行い、棟の取扱いの判定及び構造等の特定を実施

旧

4 違反調査の実施

(1) 調査内容

解説等

調査内容

② 関係機関との協力

エ 警察との協力について

警察との協力については、法第35条の10の「特別の定め」には、消防組織法第24条第1項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。

カ 関係行政機関との協力事例

- ・隣接した既存棟を取得し、棟の接続及び改装を行い、自動火災報知設備未警戒とともに建築法令違反となっていたため、建築部局に情報提供を行い、
当該施設への合同立入検査を実施
- ・建築構造の問題など建築法令に関する疑義若しくは違反の疑いがある場合などで、文書による照会や合同立入検査を実施
- ・無届でボイラーや少量危険物タンクを設置していた食品加工工場に対して衛生部局と合同立入検査を実施
- ・消防機関の立入検査により確認した違反对象物（消防法令及び建築法令違反）の情報について、建築部局に通知するとともに合同立入検査を実施
- ・火災の発生を端緒に、未把握であった二棟の建物が接続されていることが判明したため、建築部局と合同立入検査を行い、棟の取扱いの判定及び構造等の特定を実施

新

- ・主として高齢者を入所させ食事の提供等を行っている施設を把握した際に、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出が行われていなかったため、福祉部局と合同立入検査を行い、事業形態の詳細の把握及び令別表第1における項の判定を実施

旧

(新規)

(2) 違反調査の方法

解説等

書証（住民票等）の収集

- ・法人の登記事項証明書の請求
 - ① 事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
 - ② 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在地、必要部数、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。
- ・建物の登記事項証明書の請求
 - ① 登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
 - ② 事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
 - ③ 所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。

(2) 違反調査の方法

解説等

書証（住民票等）の収集

- ・法人の登記事項証明書の請求
 - ① 事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
 - ② 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在地、必要部数、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。
- ・建物の登記事項証明書の請求
 - ① 登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
 - ② 事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
 - ③ 所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

新

6 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）

処理事項

- ・ 聴聞の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第1号）
法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し。
法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し。
- ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号）
法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。

旧

6 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）

処理事項

- ・ 聴聞の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第1号）
法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し。
[Redacted]
- ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号）
法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、
[Redacted]に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。

新

7 命令書の交付
(3) 命令の要件の確認

解説等

命令要件一覧

命令条文 (命令の 主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対 する罰則
第5条の 2第1項 防火対象 物に対する措置命 令(使用 禁止・停 止・制限 等) (消防 長・消防 署長)	第 1 号	第5条 第1項、 第5条 の3第 1項、第 8条第 3項若 しくは 第4項、 第8条 の2第 3項、 第 8条の 2の5 第3項 又は 第17 条第4 第1項 若しく は第2 項	措置 が履 行さ れず 措置 が履 行さ れて も十 分で なく 行 行 期 が さ て る 場 合 は、 該 限 で	権限を有 する関係 者	3年以下の懲 役・300万 円以下の罰金 (第39条の 2の2第1 項) 両罰：1億円 以下の罰金 (第45条第 1号)
引き続き (a)・ (b)・ (c)で ある場 合					

旧

7 命令書の交付
(3) 命令の要件の確認

解説等

命令要件一覧

命令条文 (命令の 主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対 する罰則
第5条の 2第1項 防火対象 物に対する措置命 令(使用 禁止・停 止・制限 等) (消防 長・消防 署長)	第 1 号	第5条 第1項、 第5条 の3第 1項、第 8条第 3項若 しくは 第4項、 第8条 の2第 3項 又 は 第 17 条第4 第1項 若しく は第2 項	措置 が履 行さ れず 措置 が履 行さ れて も十 分で なく 行 行 期 が さ て る 場 合 は、 該 限 で	権限を有 する関係 者	3年以下の懲 役・300万 円以下の罰金 (第39条の 2の2第1 項) 両罰：1億円 以下の罰金 (第45条第 1号)
引き続き (a)・ (b)・ (c)で ある場 合					

新

旧

の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず
 に完了する見込みがない

の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず
 に完了する見込みがない

第2号

第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項、**第8条の2の5第3項又は**第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

第2号

第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項**又は**
第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

新				旧			
第8条 第4項	①防火管理者を選任すべき 防火対象物であること。	防火対象 物の管理 について 権原を有 する者	1年以下の懲 役・100万 円以下の罰金 (第41条第 1項第2号)	第8条 第4項	①防火管理者を選任すべき 防火対象物であること。	防火対象 物の管理 について 権原を有 する者	1年以下の懲 役・100万 円以下の罰金 (第41条第 1項第1号の 2)
防火管理 業務適正 執行命令 (消 防 長・消 防 署長)	②防火管理者の行うべき防 火管理上必要な業務(法第 8条第1項の業務)が、法 令の規定又は消防計画に 従って行われていないこ と。		両罰：本条の 罰金(第45 条第3号)	防火管理 業務適正 執行命令 (消 防 長・消 防 署長)	②防火管理者の行うべき防 火管理上必要な業務(法第 8条第1項の業務)が、法 令の規定又は消防計画に 従って行われていないこ と。		両罰：本条の 罰金(第45 条第3号)
第8条の 2の2 第4項	①防火対象物点検報告義務 対象物であること。	防火対象 物の関係 者で権原 を有する 者	30万円以下 の罰金・拘留 (第44条第 17号)	第8条の 2の2 第4項	①定期点検報告義務 対象物であること。	防火対象 物の関係 者で権原 を有する 者	30万円以下 の罰金・拘留 (第44条第 12号の2)
防火対象 物点検の 表示に係 る虚偽表 示除去・ 消印命令 (消 防 長・消 防 署長)	②防火対象物点検資格者に より点検対象事項が点検 基準に適合していると認 められていないにもかか わらず、第8条の2の2第 2項の表示がされている、 あるいは、当該表示と紛ら わしい表示がされている こと。			虚偽表 示除去・ 消印命令 (消 防 長・消 防署長)	②防火対象物点検資格者に より点検対象事項が点検 基準に適合していると認 められていないにもかか わらず、第8条の2の2第 2項の表示がされている、 あるいは、当該表示と紛ら わしい表示がされている こと。		

新

第8条の2の3第8項にお

いて準用する第8条の2の2第4項

防火対象物点検の特例認定

の表示に係る虚偽表示除去・消印命令

(消防長・消防署長)

① 防火対象物点検報告義務対象物であること。

② 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。

防火対象物の関係者で権原を有する者

30万円以下の罰金・拘留(第44条第17号)

旧

第8条の2の3第8項

第8条の2の3第1項による認定

(以下「特例認定」という。)を受けた防火対象物である旨

の表示に係る虚偽表示除去・消印命令

(消防長・消防署長)

① 定期点検報告義務対象物であること。

② 特例認定を受けていないにもかかわらず、第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。

防火対象物の関係者で権原を有する者

30万円以下の罰金・拘留(第44条第12号の2)

新				旧			
<p>第8条の2の5第3項</p> <p>自衛消防組織設置命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①自衛消防組織を置くべき防火対象物であること。</p> <p>②前①の自衛消防組織が置かれていないこと。</p>	<p>防火対象物の管理について 権原を有する者</p>	<p>なし</p>	<p>(新規追加)</p>			
<p>第17条の4第1項又は第2項</p> <p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものであること。</p> <p>②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準若しくは法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従って、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置し、又</p>	<p>防火対象物の関係者で権原を有する者</p>	<p>・設置命令違反1年以下の懲役・100万円以下の罰金(第41条第1項第5号)</p> <p>両罰： 3,000万円以下の罰金(第45条第2号)</p> <p>・維持命令違反30万円以下の罰金・拘留(第44条第12号)</p>	<p>第17条の4第1項又は第2項</p> <p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものであること。</p> <p>②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準若しくは法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従って、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置し、又</p>	<p>防火対象物の関係者で権原を有する者</p>	<p>・設置命令違反1年以下の懲役・100万円以下の罰金(第41条第1項第4号)</p> <p>両罰： 3,000万円以下の罰金(第45条第2号)</p> <p>・維持命令違反30万円以下の罰金・拘留(第44条第8号)</p>

新

旧

新				旧			
	は維持していないこと。		両罰：本条の罰金 (第45条第3号)		は維持していないこと。		両罰：本条の罰金 (第45条第3号)
第36条第1項において準用する第8条第3項 防災管理者選任命令 (消防長・消防署長)	①防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること ②防災管理者が定められていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	6月以下の懲役・50万円以下の罰金 (第42条第1項第1号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)	(新規追加)			

新

旧

新				旧
<p>第36条 第1項に おいて準 用する第 8条第4 項</p> <p>防災管理 業務適正 執行命令 (消防 長・消防 署長)</p>	<p>①防災管理者を選任すべき 建築物その他の工作物で あること。</p> <p>②防災管理者の行うべき防 災管理上必要な業務(第 36条において準用する 第8条第1項の業務)が、 法令の規定又は防災管理 に係る消防計画に従って 行われていないこと。</p>	<p>防災管理 対象物の 管理につ いて権原 を有する 者</p>	<p>1年以下の懲 役・100万 円以下の罰金 (第41条第 1項第2号) 両罰：本条の 罰金(第45 条第3号)</p>	
<p>第36条 第1項に おいて準 用する第 8条の2 第3項</p> <p>共同防災 管理関係 協議事項 作成命令 (消防 長・消防 署長)</p>	<p>①共同防災管理義務対象物 であること。</p> <p>②規則第51条の11に定 める共同防災管理の協議 をすべき事項が定められ ていないこと。</p>	<p>防災管理 対象物の 管理につ いて権原 を有する 者</p>	<p>なし</p>	

新

旧

第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項

防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令（消防長・消防署長）

①防災管理点検報告義務対象物であること。

②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第36条第1項において準用する第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。

防災管理対象物の関係者で権原を有する者

30万円以下の罰金・拘留（第44条第17号）

第36条第1項において準用する第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項

①防災管理点検報告義務対象物であること。

②防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第36条第1項において準用する第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。

防災管理対象物の関係者で権原を有する者

30万円以下の罰金・拘留（第44条第17号）

新

旧

防災管理
点検の特
例認定の
表示に係
る虚偽表
示除去・
消印命令
(消防
長・消防
署長)

第36条
第5項に
おいて準
用する第
8条の2
の2第4
項

防火対象
物点検及
び防災管
理点検の
表示に係
る虚偽表
示除去・
消印命令
(消防
長・消防
署長)

①防火対象物点検報告及び
防災管理点検報告の義務
対象物であること。

②防火対象物点検及び防災
管理点検のうち、いずれか
一方又はともに点検基準
を満たしていないにも関
わらず、第36条第3項の
表示が付されている、ある
いは、当該表示と紛らわし
い表示が付されているこ
と。

防火対象
物(防災
管理対象
物)の関
係者で権
原を有す
るもの

30万円以下
の罰金・拘留
(第44条第
17号)

新

旧

第36条
第5項に
おいて準
用する第
8条の2
の2第4
項

防火対象
物点検の
特例認定
及び防災
管理点検
の特例認
定の表示
に係る虚
偽表示除
去・消印
命令
(消防
長・消防
署長)

①防火対象物点検報告及び
防災管理点検報告の義務
対象物であること。

②防火対象物点検の特例認
定又は防災管理点検の特
例認定のうち、いずれか一
方又はともに認定を受け
ていないにも関わらず、第
36条第4項の表示が付
されている、あるいは、当
該表示と紛らわしい表示
が付されていること。

防火対象
物（防災
管理対象
物）の関
係者で権
原を有す
る者

30万円以下
の罰金・拘留
(第44条第
17号)

新

8 告 発
(1) 告発の検討

解説等

告発をもって措置すべきと認められる事案

- ② 規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案
 - ア 立入検査の拒否（法第4条第1項違反）の繰り返し
 - イ 防火対象物 **定期**点検報告未報告（法第8条の2の2第1項違反）の繰り返し
 - ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告未報告（法第17条の3の3）の繰り返し
 - エ **無資格者による消防設備工事（法第17条の5第1号違反）**
 - オ **防災管理点検報告未報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項）の繰り返し**
 - カ **その他違反内容が悪質なもの**

※ 上記イ、ウ及びオについては、度重なる指導に関わらず改善が見られない場合には、勧告により対応し、悪質性があり、火災発生時の人命危険が大である場合は、告発により対応する。（「下記フロー図」参照）

防火対象物定期点検報告等の未報告に対するフロー図

防火対象物定期点検報告及び消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告の未報告に対しては、次のフローにより処理する。
 なお、このフローは、事案の情状に応じこれによらないで処理することを妨げるものではない。
 （フロー図は省略）

旧

8 告 発
(1) 告発の検討

解説等

告発をもって措置すべきと認められる事案

- ② 規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案
 - ア 立入検査の拒否（法第4条第1項違反）の繰り返し
 - イ 防火対象物 **定期**点検報告未報告（法第8条の2の2第1項違反）の繰り返し
 - ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告未報告（法第17条の3の3）の繰り返し
 - エ **無資格者による消防設備工事（法第17条の5第1号違反）**
 - オ **防災管理点検報告未報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項）の繰り返し**
 - カ **その他違反内容が悪質なもの**

※ 上記イ、ウについては、度重なる指導に関わらず改善が見られない場合には、勧告により対応し、悪質性があり、火災発生時の人命危険が大である場合は、告発により対応する。（「下記フロー図」参照）

防火対象物定期点検報告等の未報告に対するフロー図

防火対象物定期点検報告及び消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告の未報告に対しては、次のフローにより処理する。
 なお、このフローは、事案の情状に応じこれによらないで処理することを妨げるものではない。
 （フロー図は省略）

新

防災管理点検報告の未報告に対するフロー図

防災管理点検報告の未報告に対しては、次のフローにより処理する。

なお、このフローは、事案の情状に応じこれによらないで処理することを妨げるものではない。

旧

[Redacted content]

新

旧

防災管理点検報告未報告(法第36条第1項において準用する第8条の2の2)



違反内容の通知、指導等にかかわらず、改善されない。



[一次措置] 勸告※

※「勸告」については、「指示」等適宜の用語を用いて差し支えない。



総合的に判断

○他の事項で法令に違反するなど他の命令適用要件に該当する場合は、当該他の事項と合わせて対応する。

災害発生時の人命危険が高い

※人命危険は、他の違反内容(法第36条第1項において準用する第8条第1項等の違反の内容)等による。

かつ

悪質性がある。

※悪質性は、繰り返し違反(指導等を行ったが、2年分以上点検報告がなされない等)による。

不履行

[二次措置] 告発

[刑事訴訟法第239条第2項]

(新規追加)

新

(2) 告発のための違反調査

処理事項

消防法罰則規定一覧（防火対象物）

※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）

法条文	処罰される者	罰則
第41条	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 ※3 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 ※3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項又は第2項】に違反した者 ※2 防災管理業務適正執行命令【第36条第1項において準用する第8条第4項】に違反した者 	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第42条	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 ※3 防災管理者選任命令【第36条第1項において準用する第8条第3項】に違反した者 ※3 	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

旧

(2) 告発のための違反調査

処理事項

消防法罰則規定一覧（防火対象物）

※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）

法条文	処罰される者	罰則
第41条	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 ※3 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 ※3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項又は第2項】に違反した者 ※2 _____ _____ _____ 	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第42条	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 ※3 _____ _____ _____ 	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

新

- ・ **条の2の2第4項】※3**
- ・ **防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項】※3**
- ・ 防災対象物品の表示違反【第8条の3第3項】 ※3
- ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第17条の3の2】
- ・ 防火管理者選解任届出義務に違反した者【第8条第2項】
- ・ **防災管理者選解任届出義務に違反した者【第36条第1項において準用する法第8条第2項】**
- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【第9条の3第1項（第2項において準用）】
- ・ 消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者【第17条の14】
- ・ 防火対象物点検報告義務に違反した者【第8条の2の2第1項】 ※3

旧

- ・ [Redacted]
- ・ 防災対象物品の表示違反【第8条の3第3項】 ※3
- ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第17条の3の2】
- ・ 防火管理者選解任届出義務に違反した者【第8条第2項】
- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]
- ・ [Redacted]
- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【第9条の3第1項（第2項において準用）】
- ・ 消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者【第17条の14】
- ・ 防火対象物点検報告義務に違反した者【第8条の2の2第1項】 ※3

新

第8条の2の2第4項】に違反した者

- ・防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項】に違反した者

- ・防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第36条第1項において準用する第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項】に違反した者

- ・防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項】に違反した者

旧

- ・防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の3第8項において準用_____】に違反した者

- ・_____

新

第2 違反処理基準

① 屋外における火災予防に危険な行為等

①	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第3条)				

事例／履行期限等

【事例】

(危険物の除去)

○屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの

(物件の除去)

○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの

○少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの

【履行期限】

原則、即時

旧

第2 違反処理基準

① 屋外における火災予防に危険な行為等

①	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第3条)				

事例／履行期限等

【事例】

(危険物の除去)

○屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの

(物件の除去)

○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの

【履行期限】

原則、即時

新

旧

② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）

② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）

② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）

② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	

事例／履行期限等

事例／履行期限等

【事例】

- 防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの
- ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの

【事例】

- 防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの
- ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの

新

- イ 機能不良（自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し）
- ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの
- エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの
- 堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの
- 配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの
- 避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの
- ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの
- イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの
- ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの
- エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの
- オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの
- カ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの**

注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤ 防火管理関係違反」で処理する。

注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

旧

- イ 機能不良（自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し）
- ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの
- エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの
- 堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの
- 配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの
- 避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの
- ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの
- イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの
- ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの
- エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの
- オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの

注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤ 防火管理関係違反」で処理する。

注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

新

③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）

③	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第1号）				
	事例／履行期限等					
【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、 第8条の2の5第3項、						

旧

③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）

③	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第1号）				
	事例／履行期限等					
【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、						

新

第17条の4第1項若しくは第2項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。

a 履行されない

避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの

b 履行が十分でない

複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの

c 履行期限までに完了していない

改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない

【事例】

○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合

○法第17条の4第1項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合

【履行期限】

原則、即時

旧

第17条の4第1項若しくは第2項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。

a 履行されない

避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの

b 履行が十分でない

複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの

c 履行期限までに完了していない

改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない

[Redacted text block]

【履行期限】

原則、即時

新							旧						
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その2)	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その2)	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
	2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等(法第5条の2・第1項第2号)							2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等(法第5条の2・第1項第2号)			
事例／履行期限等							事例／履行期限等						
【事例】 ○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの(炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの)							【事例】 ○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの(炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの)						

新

○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの

ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの

○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの

ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの

イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの

【履行期限】

原則、即時

旧

○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの

ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの

[Redacted text block]

【履行期限】

原則、即時

新							旧						
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
	2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第2号）					2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第2号）	
事例／履行期限等							事例／履行期限等						
【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの ・ 厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみ							【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの ・ 厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみ						

新

- があり、燃料もれのおそれがあるもの
 - ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの
 - ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの
 - ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの
 - ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの
- (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等)

イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの

ウ 防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの

【履行期限】

原則、即時

- 注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。
- 注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。
- 注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。

旧

- があり、燃料もれのおそれがあるもの
 - ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの
 - ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの
 - ・劇場・百貨店等において、催し物、大売り出し等により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの
 - ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの
- (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等)

イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの

ウ 防火区画若しくはが設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの

【履行期限】

原則、即時

- 注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。
- 注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。
- 注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。

新

④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）

④	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	次の行為又は物件で火災の予防に危険と認められるもの又は消火、避難その他の消防の活動となるものと認められるもの	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	

事例／履行期限等

【事例】

（物件の除去）

○防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの

旧

④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）

④	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	次の行為又は物件で火災の予防に危険と認められるもの又は消火、避難その他の消防の活動となるものと認められるもの	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	

事例／履行期限等

【事例】

（物件の除去）

○防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの

新

○階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの

- ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品
- ・大量な化繊の衣装
- ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体
- ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物

○使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの

注 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）

【履行期限】

原則、即時

旧

○階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの

- ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品
- ・大量な化繊の衣装
- ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体
- ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物

○使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの

注 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）

【履行期限】

原則、即時

新

⑤ 防火管理関係（法第8条第1項違反）

⑤	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1 防火管理未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

事例／履行期限等

注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、**適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。**

注2 防火管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資

旧

⑤ 防火管理関係（法第8条第1項違反）

⑤	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1 防火管理未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

事例／履行期限等

注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、**違反処理の対象外とすることができる。**

注2 防火管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資

新

格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。

【履行期限】

2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

旧

格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。

【履行期限】

2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

新

⑦ 防火対象物点検に関する違反 (法第8条の2の2及び法第8条の2の3)

⑦ (法第8条の2の2及び法第8条の2の3)	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑦ 防火対象物点検報告	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)				

事例／履行期限等

【事例】

○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの

【履行期限】

原則、即時

旧

⑦ 定期点検 (法第8条の2の2及び法第8条の2の3)

⑦ (法第8条の2の2及び法第8条の2の3)	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑦ 定期点検報告	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)				

事例／履行期限等

【事例】

○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの

【履行期限】

原則、即時

新

旧

⑦ 防火対象物点検報告
(法第八条の二の二及び法第八条の二の三)

適用要件

一次
措置

適用
要件

二次
措置

適用
要件

三次
措置

(新規追加)

防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの

表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の3第8項)

事例／履行期限等

【適用要件の意義】

- ①防火対象物点検報告義務対象物であるもの
- ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの

【履行期限】

なし

新							旧							
⑦ (法 第 八 条 の 二 の 二 及 び 法 第 八 条 の 二 の 三)	適用要件	一次 措置	適用 要件	二次 措置	適用 要件	三次 措置	⑦ (法 第 八 条 の 二 の 二 及 び 法 第 八 条 の 二 の 三)	適用要件	一次 措置	適用 要件	二次 措置	適用 要件	三次 措置	
	1 偽りその他不正のな手段により当該認定を受けたことが判明したものの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第8条の2の3第6項)						1 偽りその他不正のな手段により当該認定を受けたことが判明したものの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第8条の2の3第6項)					
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、 第8条の2の5第3項又は 第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたものの							2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、 又は 第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたものの						
	3 法第8条の3第1項第3号に該当しなくなったもの							3 法第8条の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
事例／履行期限等							事例／履行期限等							
【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし							【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし							

新

旧

⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第8条の2の5）

(新規追加)

⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第8条の2の5）

適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第8条の2の5第3項）	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）
事例／履行期限等					

新

注1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。

注2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。

【履行期限】

2週間から1ヶ月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

旧

新

旧

⑩ 防災管理に関する違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）

（新規追加）

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩ （法第三十六条第一項において準用する法八条第一項）	防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条第3項）		

新

旧

事例／履行期限等

注1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。

注2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。

【履行期限】

2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

新							旧
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
⑩防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法八条第一項)	2 防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項履行のもの	作成命令(法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
	事例／履行期限等						
【履行期限】 2週間以内(防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。)							

新							旧
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法八条第一項)	2 防災管理業務不 適正	防災管理に係る 消防計画が不適 正なもの	警告	警告事項不 履行のもの	適正執行命令 (法第36条 第1項におい て準用する法 第8条第4 項)		
	事例／履行期限等						
【事例】 ○ 防災管理上必要な教育等計画の内容が事態と著しく異なるもの							
【履行期限】 2週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）							

新							旧
	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法八条第一項)	2 防災管理業務不 適用	避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第三十六条第一項において準用する法八条第四項)		
	事例／履行期限等						
<p>【事例】</p> <p>○避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>							

新

旧

⑩ 共同防災管理協議事項に関する違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2）

（新規追加）

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑩共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）	共同防災管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	決定命令（法第36条第1項において準用する8条の2第3項）		

事例／履行期限等

【履行期限】

防火対象物における各権原ごとの防災管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。

新

旧

⑫ 防災管理点検に関する違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2及び法第8条の2の3）

(新規追加)

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
法第8条の2の2及び法第8条の2の3 ⑫ 防災管理点検報告 (法第36条第1項において準用する)	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)				

事例／履行期限等

【事例】

○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの

【履行期限】

原則、即時

新						旧	
⑫ 法第八條の二の二及び法第八條の二の三 防災管理点検報告（法第三十六條第一項において準用する	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの						
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの	法第36条第1項において準用する法8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法8条の2の3第6項）					
	3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

新

旧

事例／履行期限等

【適用要件の意義】

形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。

【履行期限】

なし

適用要件

一次
措置

適用
要件

二次
措置

適用
要件

三次
措置

法第八條の二の二及び法第八條の二の三
⑫ 防災管理点検報告
(法第三十六條第一項において準用する)

防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの

表示の除去又は消印を付すことの命令(法第三十六條第一項において準用する法第八條の二の三第8項において準用する法第八條の二の二第4項)

事例／履行期限等

新

【適用要件の意義】

①防災管理対象物であるもの

②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの

【履行期限】

なし

旧

新

旧

⑬ 防火対象物点検及び防災管理点検に関する違反（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2）

（新規追加）

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
法第8条の二の二） ⑬ 防災管理点検報告 （法第三十六条第五項において準用する	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）				

事例／履行期限等

【適用要件の意義】

①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの

②防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの

新

旧

【履行期限】

なし

適用要件

一次
措置

適用
要件

二次
措置

適用
要件

三次
措置

⑬ 防災管理点検報告
(法第三十六条第五項において準用する
法第八条の二の二)

2 防火対象物点検
又は防災管理点検の
特例認定のうち、い
れか一方又はとも
に認定を受けてい
ないにも関わらず、
法第36条第4項の
表示が付されている
、あるいは、当該
表示と紛らわしい
表示が付されて
いるもの

表示の除
去又は消
印を付す
ことの命
令（法第
36条第
5項にお
いて準用
する法第
8条の2
の2第4
項）

事例／履行期限等

新

【適用要件の意義】

①防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であることもの

②法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの

【履行期限】

なし

備考 違反処理基準の運用

- ①から④は、措置命令ごとに、⑤から⑬は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。
- 4 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

(3) 消防用設備等の維持管理

【ケース1】点検未実施

○自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検が実施されていないもの
防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

旧

備考 違反処理基準の運用

- ①から④は、措置命令ごとに、⑤から⑧は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。
- 4 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

(3) 消防用設備等の維持管理

【ケース1】点検未実施

○自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検が実施されていないもの
防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

新

(4) その他

【ケース1】開口部が閉塞され、排煙設備及び非常用照明装置が未設置

○個室型店舗等で改装等により開口部が塞がれ、排煙設備及び非常用の照明装置が設置されていないもの

第3 違反処理規程の作成例

8 認定の取消し

法第8条の2の3第6項の規定による認定及び法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しの主体及び方法を定めておくものである。認定の取消権者は認定した者と原則同一の者であること。

旧

(新規追加)

第3 違反処理規程の作成例

8 認定の取消し

法第8条の2の3第6項の規定による認定

の取消しの主体及び方法を定めておくものである。認定の取消権者は認定した者と原則同一の者であること。

新	旧
<p>第4 違反処理関係書式の記入要領等 7 各種書式作成例 [作成例 ⑥「消防計画作成(届出) 命令」]</p> <p style="text-align: right;">○○○第 ○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社○○○○ 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○市消防本部 ○○消防署長 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 名 称 ○○○ビル 用 途 ○○○</p> <p>上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項 平成○○年○月○日までに、防火管理者に、消防計画を作成させ、○○消防署長に届け出ること。</p>	<p>第4 違反処理関係書式の記入要領等 7 各種書式作成例 [作成例 ⑥「消防計画作成(届出) 命令」]</p> <p style="text-align: right;">○○○第 ○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社○○○○ 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○市消防本部 ○○消防署長 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 名 称 ○○○ビル 用 途 ○○○</p> <p>上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項 平成○○年○月○日までに、防火管理者に、消防計画を作成させ、○○消防署長に届け出ること。</p>

新	旧
<p>2 命令の理由 消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画の作成及び届け出がないこと。(消防施行規則第3条第1項)</p> <p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)</p> <p>なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p>2 命令の理由 消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画の作成及び届け出がないこと。(消防施行規則第3条第1項)</p> <p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)</p> <p>なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

新	旧
<p>[作成例⑦「避難施設等適正管理命令」]</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第 〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇</p> <p>上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項</p> <p>(1) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、1階東側階段防火戸前に存置されている商品を除去させること。</p> <p>(2) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、3階西側階段に存置されている商品を除去させること。</p>	<p>[作成例⑦「避難施設等適正管理命令」]</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第 〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇</p> <p>上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項</p> <p>(1) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、1階東側階段防火戸前に存置されている商品を除去させること。</p> <p>(2) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、3階西側階段に存置されている商品を除去させること。</p>

新

2 命令の理由

次に示す避難又は防火上必要な設備の維持管理を適正に行っていないこと。

- (1) 1階東側階段防火戸前に商品を存置し、防火戸の閉鎖障害となっていること。

(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

- (2) 3階西側階段に商品を存置していること。(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

旧

2 命令の理由

次に示す避難又は防火上必要な設備の維持管理を適正に行っていないこと。

- (1) 1階東側階段防火戸前に商品を存置し、防火戸の閉鎖障害となっていること。

(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

- (2) 3階西側階段に商品を存置していること。(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新

[作成例⑧「消防用設備等点検整備命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検及び整備させること。

- (1) 消火器
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 避難器具

旧

[作成例⑧「消防用設備等点検整備命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検及び整備させること。

- (1) 消火器
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 避難器具

新

(4) 誘導灯

2 命令の理由

消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されていないこと。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

旧

(4) 誘導灯

2 命令の理由

消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されていないこと。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新	旧
<p>[作成例⑬「消防用設備等設置命令」]</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇 第 〇〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇</p> <p>上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第5号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。</p> <p>2 命令の理由 2階部分は、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第17条第1項、</p>	<p>[作成例⑬「消防用設備等設置命令」]</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇 第 〇〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印</p> <p style="text-align: center;">命 令 書</p> <p>所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇</p> <p>上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第4号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 命令事項 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。</p> <p>2 命令の理由 2階部分は、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第17条第1項、</p>

新

消防法施行令第21条第1項第3号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

旧

消防法施行令第21条第1項第3号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新

[作成例⑭「消防用設備等維持命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めらるゝで、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第12号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、3階の避難器具を使用できるように改修すること。

旧

[作成例⑭「消防用設備等維持命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めらるゝで、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第8号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、3階の避難器具を使用できるように改修すること。

新

2 命令の理由

- (1) 自動火災報知設備の予備電源の電圧が1V（電圧計の赤線未満）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第4号ロ）
- (2) 3階の避難器具が使用不能（緩降機の取付具が破損）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第6号ハ）

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

旧

2 命令の理由

- (1) 自動火災報知設備の予備電源の電圧が1V（電圧計の赤線未満）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第1号ロ）
- (2) 3階の避難器具が使用不能（緩降機の取付具が破損）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第4号ハ）

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新	旧
<p>[作成例 ㊟「告発書(その1)」]</p> <p>2 罪名及び適用法条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者届出義務違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の2第1項(第2項) 消防法第8条第2項 消防法第44条第8号 ○ 消防計画作成(届出)命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第2号 ○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項第(○)号 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第2号 	<p>[作成例 ㊟「告発書(その1)」]</p> <p>2 罪名及び適用法条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者届出義務違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の2第1項(第2項) 消防法第8条第2項 消防法第44条第6号 ○ 消防計画作成(届出)命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第1号の2 ○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項第(○)号 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第1号の2

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火及び避難訓練実施命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第2号 ○ 防火対象物定期点検報告義務違反の場合 消防法違反 消防法第8条の2の2第1項 消防法施行令第4条の2の2第1号(第2号) 消防法施行規則第4条の2の4第1項、第2項、第3項 消防法施行規則第4条の2の6第1項(第2項) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成14年11月28日消防庁告示第8号) 消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成14年11月28日消防庁告示第12号) 消防法第44条第11号 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火及び避難訓練実施命令違反の場合 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の3第1項(第2項) 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項 消防法第8条第4項 消防法第41条第1項第1号の2 ○ 防火対象物定期点検報告義務違反の場合 消防法違反 消防法第8条の2の2第1項 消防法施行令第4条の2の2第1号(第2号) 消防法施行規則第4条の2の4第1項、第2項、第3項 消防法施行規則第4条の2の6第1項(第2項) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成14年11月28日消防庁告示第8号) 消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成14年11月28日消防庁告示第12号) 消防法第44条第7号の3

新	旧
<p>○ 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示違反の場合 消防法違反 消防法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第4条の2の7 消防法施行規則第4条の2の7第3項第3号に基づき、 防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14 年11月28日消防庁告示第13号） 消防法第44条第3号</p>	(新規)
<p>○ 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場 合 消防法違反 消防法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第4条の2の7 消防法施行規則第4条の2の7第3項第3号に基づき、 防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14 年11月28日消防庁告示第13号） 消防法第8条の2の2第4項 消防法第44条第17号</p>	(新規)
<p>○ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合 消防法違反 消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2 の2第3項 消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項 消防法第44条第3号</p>	(新規)
<p>○ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命 令違反の場合 消防法違反 消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2 の2第3項</p>	(新規)

新	旧
<p>消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項 消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項 消防法第44条第17号</p> <p>○ 消防用設備等点検報告義務違反の場合 消防法違反 消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項第1号 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項第1号、第4項、第5項 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号) 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第10号) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号) 消防法第44条第11号</p> <p>○ 消防用設備等設置命令違反の場合 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令)</p>	<p>○ 消防用設備等点検報告義務違反の場合 消防法違反 消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項第1号 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項第1号、第4項、第5項 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号) 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第10号) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号) 消防法第44条第7号の3</p> <p>○ 消防用設備等設置命令違反の場合 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令)</p>

新	旧
<p>(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第17条の4第1項 消防法第41条第1項第5号</p> <p>○ 消防用設備等維持命令違反の場合 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、 第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)</p> <p>(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第17条の4第1項 消防法第44条第12号</p> <p>○ 資料提出命令違反の場合 消防法違反 消防法第4条第1項 消防法第44条第2号</p> <p>○ 報告命令違反の場合 消防法違反 消防法第4条第1項 消防法第44条第2号</p> <p>○ 使用停止命令違反の場合 (7) 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、 第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)</p>	<p>(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第17条の4第1項 消防法第41条第1項第4号</p> <p>○ 消防用設備等維持命令違反の場合 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、 第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)</p> <p>(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防 法第17条の4第1項 消防法第44条第8号</p> <p>○ 資料提出命令違反の場合 消防法違反 消防法第4条第1項 消防法第44条第2号</p> <p>○ 報告命令違反の場合 消防法違反 消防法第4条第1項 消防法第44条第2号</p> <p>○ 使用停止命令違反の場合 (7) 消防法違反 消防法第17条第1項(、第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、 第2項)、第37条第〇〇号) 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 (〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)</p>

新	旧
<p>号)) (〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第5条の2第1項第2号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>(イ) 消防法違反 建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号 建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号の基準(昭和年月日建設省告示第〇〇号) 第〇〇第〇〇号 消防法第5条の2第1項第1号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>(ウ) 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の2第1項(第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 消防法第9条 (〇〇市火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第5条の2第1項第2号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>○ 防災管理者選任命令違反 消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項 消防法施行令第46条 消防法第36条第1項において準用する同法第8条第3項 消防法第42条第1項第1号</p> <p>○ 防災管理業務適正執行命令違反の場合 消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項</p>	<p>号)) (〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第5条の2第1項第2号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>(イ) 消防法違反 建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号 建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号の基準(昭和年月日建設省告示第〇〇号) 第〇〇第〇〇号 消防法第5条の2第1項第1号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>(ウ) 消防法違反 消防法第8条第1項 消防法施行令第1条の2第3項、第4項 消防法施行規則第1条の2第1項(第2項) 消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号 消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号 消防法第9条 (〇〇市火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号) 消防法第5条の2第1項第2号 消防法第39条の2の2第1項</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>消防法施行令第46条 消防法施行令第48条 消防法施行規則第51条の8第1項(第○号) 消防法第36条第1項において準用する同法第8条第4項 消防法第41条第1項第2号</p> <p>○ 防災管理点検報告義務違反の場合</p> <p>消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項 消防法施行令第46条 消防法施行規則第51条の12第1項、第2項 消防法施行規則第51条の14 消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成20年9月24日消防庁告示第19号) 消防法施行規則第51条の14第3号及び第四号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を定める件 消防法第44条第11号</p> <p>○ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合</p> <p>消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第1項、第2項、第3項 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号） 消防法第44条第3号</p> <p>○ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合 消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の17において準用する同規則第4条の2の9第1項、第2項 消防法第44条第3号</p> <p>○ 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合 消防法違反 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の18 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号） 消防法第44条第3号</p> <p>○ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合 消防法違反 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の19</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>消防法第44条第3号</p> <p>○ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合 消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の15 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号） 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第4項 消防法第44条第17号</p>	<p>(新規)</p>
<p>○ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合 消防法違反 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の17 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項 消防法第44条第17号</p>	<p>(新規)</p>
<p>○ 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合 消防法違反 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p>消防法施行規則第51条の18 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号） 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第4項 消防法第44条第17号</p> <p>○ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合 消防法違反 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項 消防法施行規則第51条の19 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第4項 消防法第44条第3号</p> <p>3 違反事実（注 ホテルの場合の記載例である。） ○ 訓練実施命令違反の場合 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月</p>	<p>(新規)</p> <p>3 違反事実（注 ホテルの場合の記載例である。） ○ 訓練実施命令違反の場合 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第9項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日</p>

新

日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させなかったものである。

旧

〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第9項の規定に基づき、防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させなかったものである。

新

〔作成例②〕「告発書(その2)」

〇〇地方検察庁
検事正 〇〇〇〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

告 発 書

下記違反があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

甲 本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
建物所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
法人名称 〇〇〇〇株式会社
(代表取締役 〇〇〇〇)
乙 本籍地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
職 業 会社役員 (〇〇〇〇株式会社代表取締役)

2 罪名及び適用法条

消防法違反

甲に対して 消防法第17条第1項
消防法第17条の4第1項
消防法第41条第1項 **第5号**

旧

〔作成例②〕「告発書(その2)」

〇〇地方検察庁
検事正 〇〇〇〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

告 発 書

下記違反があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

甲 本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
建物所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
法人名称 〇〇〇〇株式会社
(代表取締役 〇〇〇〇)
乙 本籍地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
職 業 会社役員 (〇〇〇〇株式会社代表取締役)

2 罪名及び適用法条

消防法違反

甲に対して 消防法第17条第1項
消防法第17条の4第1項
消防法第41条第1項 **第4号**

新	旧
<p>乙に対して 消防法第45条第2号 消防法第17条第1項 消防法第17条の4第1項 消防法第41条第1項第5号</p>	<p>乙に対して 消防法第45条第2号 消防法第17条第1項 消防法第17条の4第1項 消防法第41条第1項第4号</p>
<p>3 犯罪の事実</p> <p>(3) 昭和〇〇年に建築された〇〇ビルは、甲所有にかかる部分と〇〇〇株式会社所有にかかる部分から構成され、キャバレー、遊技場、飲食店、サウナ浴場等（以下「キャバレー等」という。）及び銀行の用途が混在する消防法施行令別表第1に定める（16）項イの防火対象物である。</p> <p>甲所有にかかるキャバレー等の特定用途に供される部分（以下「本件建物」という。）の床面積の合計は、〇〇平方メートル（〇〇〇株式会社から賃借している〇階から〇階の特定用途部分を含めると〇〇平方メートル）であるから、消防法施行令第12条第1項第10号の設置基準に該当する。</p>	<p>3 犯罪の事実</p> <p>(3) 昭和〇〇年に建築された〇〇ビルは、甲所有にかかる部分と〇〇〇株式会社所有にかかる部分から構成され、キャバレー、遊技場、飲食店、サウナ浴場等（以下「キャバレー等」という。）及び銀行の用途が混在する消防法施行令別表第1に定める（16）項イの防火対象物である。</p> <p>甲所有にかかるキャバレー等の特定用途に供される部分（以下「本件建物」という。）の床面積の合計は、〇〇平方メートル（〇〇〇株式会社から賃借している〇階から〇階の特定用途部分を含めると〇〇平方メートル）であるから、消防法施行令第12条第1項第7号の設置基準に該当する。</p>
<p>7 参考事項</p> <p>(1) 本件建物のスプリンクラー設備の設置にかかわる根拠規定</p> <p>本件建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるから、消防法施行令第12条第1項第10号に該当する防火対象物である。</p>	<p>7 参考事項</p> <p>(1) 本件建物のスプリンクラー設備の設置にかかわる根拠規定</p> <p>本件建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるから、消防法施行令第12条第1項第7号に該当する防火対象物である。</p>